

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（案）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和2年11月24日（火曜日）から令和3年1月24日（日曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 8人
(2) 意見の件数 16件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	1
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	8
3	今後の取組において参考にするもの	6
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	1
	合計	16

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
1	本計画は、国際社会共通の目標である「SDGs」の推進を図る計画として位置付け、取り組むべき目標としてNo. 3、16、17を掲げていますが、上位計画である第10次厚木市総合計画との整合から、No.11の目標追加が必要と考えます。	御意見を踏まえ、「SDGs 17の目標」のNo.11「住み続けられるまちづくりを」を追記いたします。 【P8第1章開発目標(SDGs)の取組】 【P28第3章基本目標】 【P30第3章計画の体系】	1

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
2	コロナ禍の終息が見えず、 税収不足の中にあっても本計画が福祉サービスの維持向上へ、行政のみならず市民・事業者・関係機関が連携を図りながら適正かつ効率、効果的な運営を図っていくような内容を明記ください。	地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、地域の実態や課題について把握するとともに、関係者間で問題意識を共有し、地域住民の生活を地域全体で支える仕組みを構築していきます。 【P12 第1章計画の推進体制】 【P38 第4章施策の方向2 主な取組2】	2
3	自立した高齢者、介護を必要とする高齢者ともに、人と人との関わりが一番大切だと考えます。相談窓口としての地域包括支援センターの拡充を人材育成も含め、もう少し具体的な施策を盛り込んではどうか。	地域包括支援センターは身近な相談窓口として幅広く地域のニーズを把握し、対応していくことが求められることから、人材育成を含め、様々な生活上の困りごとを総合的に支援できる体制の充実、強化を図ることとしています。 【P35 第4章施策の方向1 主な取組1】	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
4	身近にある地域包括支援センターは社会福祉法人の施設内にあり、地区センター・公民館に比べ目立たず、地区に高齢者への認知度はまだまだ低いと思われる、2023 年度に目指した認知度 55%以上の達成を望みます。 その為の手段として、地域包括支援センターの定期的な機関紙の発行 4 半期に 1 回の指標が掲げられています。 厳密な解釈で機関紙とは組織内部に向けた刊行物となります。認知度向上への取組には、市民に広く知らせる広報紙となるべきです。 各地域の広報活動で単独の広報紙発行まではハードルが高く、行政側から全体 10 地区をまとめた地域包括支援センターだより（仮称）のような広報紙が刊行できないでしょうか。 既刊の広報として地域包括ケア T I M E S があり、これを名称一新、タブロイド判の大判化、高齢者に見やすく読みやすい情報満載の広報紙に育て上げて下さい。	地域包括支援センターの活動については、担当区域にお住いの方に向けた情報発信を常に心がけ、地域包括支援センターの認知度を高めるよう取り組むとともに、市が発行する情報紙「地域包括ケア T I M E S」では、広く市内の情報を取り上げ、有益な情報を分かりやすく提供できるよう努めます。 なお、「機関紙」の表記につきましては、「情報紙」に訂正いたします。 【P36 第 4 章施策の方向 1 主な取組 3】 【P64 第 5 章施策の進捗を測る指標】	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
5	本計画でも生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターが掲げられ、その取組を大いに期待します。 ここで生活支援コーディネーターの成果指標は3年間も人数の配置のみで何をどこまで行うのかが不明確です。 コーディネーターは、どこから委託され、どこに配属されるのでしょうか？ 地域包括支援センターに配属される場合は、施策1「地域包括支援センターの充実」の目玉項目に掲げるのが望ましいと思います。 他にも厚木市社会福祉協議会内に地域福祉コーディネーターの方々が居られると記憶しています。種々のコーディネーターが重複しあい先行きが懸念されます。実行段階でうまく共存するよう調整ください。	生活支援コーディネーターは、地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進める厚木市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターに対して市が委嘱し、各地域包括支援センターの担当区域に配置しています。 地域における生活支援コーディネーターの活動は、利用者のニーズに合った生活支援等のサービスが提供されるよう、情報共有やネットワーク構築を推進することであり、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発、地域の支援ニーズと取組のマッチングなどの生活支援体制の整備に取り組むこととしています。 【P41 第4章施策の方向3主な取組1】	2
6	高齢の老人を支える在宅介護者に対しての援助を考えていただきたい。	在宅で介護している家族の援助については、介護保険のサービスや市が独自に実施している高齢者福祉サービスなどを活用していただくことにより、在宅介護者の負担の軽減を図ることとしています。 また、地域住民主体の新たなサービスの充実も図ることとしています。 【P41 第4章施策の方向3主な取組1】 【P41 第4章施策の方向3主な取組2】	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
7	高齢者の問題に有効な芸術と結び付けた部局課にまたがった文化政策を増やしていただきたい。	高齢者が生きがいを持って暮らせるように、公民館で開催されている文化振興・学級講座や地域福祉推進委員会主催事業、生涯学習の推進として開催されている事業への参加を促進することで、地域住民の交流や活躍の場を提供していきます。 【P56 第4章施策の方向8主な取組1】	2
8	地域ボランティアの人材確保のためには、負担の少ない仕事と、その仕事を明確にした人集めが必要と痛感している。例えば、自治会と地域福祉のより詳細な協力が必要と考えている。その一つとして、自治会役員退任後の次の仕事として、ボランティアの協力をお願いしたい。	本計画では、高齢者がこれまで培った経験と知識を活かしつつ、ボランティア活動や就業を通じて地域社会を支えながら、心豊かな高齢期を過ごせるように支援することとしています。 また、地域福祉計画では、地域で支え合う仕組みづくりに向けて、ゆるやかな見守り活動や居場所づくりなどの地域福祉活動に携わる人を支援することとしています。 【P56 第4章施策の方向8主な取組2】	2

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
9	施策の方向9について、本市の産業別事業所数・従業者数の構成比を神奈川県で比較すると「医療、福祉」が、事業所数、従業者数ともに神奈川県より大きく低いという実態があります。 今後急増する高齢者人口に対し介護サービス事業所数、介護職員数はどう不足してしまうのか。この不足を少しでも解消していくことが優先的に取り組むべき課題と考えます。 当施策の成果指標は以下の如く3年間は 事業者は増えず、事業所も増えぬ解釈となります。 ケアプラン点検実施事業者数 R3 50 事業者 R4 50 事業者 R5 50 事業者 サービスの劣る商いは自然に淘汰されると同様、介護サービスの劣る市からは住民流出となることの危機感が欲しい。良質で多種多様な支援に対応できる介護職人材の多数確保とサービス事業者・所の大幅拡充への取組強化を希望します。	高齢者の増加に伴い、個々の状況に応じた多種多様な支援や専門性のあるサービス提供が求められることから、高い専門性を持った新たな介護保険サービス提供事業者の確保が重要と考えます。 良好かつ適切なサービス提供や安定したサービス提供体制を図れるよう、今後につきましても、介護分野に就職を希望する方と事業所をつなぐ就職説明会などを実施し、介護保険サービス事業所の意見を踏まえた人材確保の事業に取り組んでいきます。 なお、ケアプラン点検実施事業はケアマネジメントの質の向上、給付の適正化を図ることを目的として、計画的に点検を実施しています。指標については、新たな事業参入や事業撤退も踏まえて、現状値を維持することを目標としています。 今後につきましても、引き続き介護サービス等の充実と給付の適正化を図っていきます。 【P69～111 第6章介護保険サービス量等の見込み】	2
10	2040年までに必要な「老いること」について、高齢となる前世代の方にも学習できる機会を作っていただきたい。	出前講座や公民館事業など、地域の実情に応じた世代間交流事業と連携しながら、現役世代にも「老い」について学ぶ機会を検討していきます。	3

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
11	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）（案）を拝見しました。その中の「第6章 介護保険サービス量等の見込み」、「3 成果目標」中、『エ 特定施設入居者生活介護』の整備予定数が少ないのではないかと感じました。 その理由は、第1章の「計画策定の背景と課題」に記述の通り、“団塊の世代が75歳を迎える令和7年には後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回り、さらに団塊ジュニアが令和22年には65歳以上となることが予測される”ため、これら増加する高齢者が安心して住み続けることのできる施設整備が急務と思われるからです。 このため60歳から入居でき、安心・安全に最期まで生活できる特定施設入居者生活介護のサービス付き高齢者向け住宅の新築整備数を増やしていただきますよう要望します。	本計画策定に当たり実施した、アンケートの調査結果では、73.3%の方が、今後の生活について「自宅での生活を続けたい」と回答しており、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での生活を希望している方は8.2%となっていることから、第8期の計画では、在宅サービスの充実に重点をおいています。 また、現時点での施設サービスを担う介護人材確保も困難な現状から、第8期の施設整備については、既存のサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの特定施設への転換を促すことで対応していきます。 今後につきましても、介護職の人材を増やす施策を推進し、安定した人員を確保した上で、需要に応じた必要な施設整備を進めていきます。	3
12	介護保険料の金額が月額5,902円から5,767円となっていました。 コロナの終息が見えない中、年金受給者や無年金の方は、老体にむち打ちアルバイトやパートで生計をたてているお年寄りが多いと思われます。コロナ禍で、アルバイトやパート収入も少なくなり、生活が苦しい方も多いと思われます。もっと保険料を下げてほしいと切に願います。	介護保険料は、計画の3年間にわたる介護サービス等の保険給付費の総額から国、県、市の公費負担や40歳から64歳までの方が加入する医療保険からの拠出金を除いた金額で計算されます。 御意見にある現状を真摯に受けとめ、介護保険事業基金から取崩しを行い、適正な保険料を検討します。	3

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
13	厚木市が目指すところが誰もが住み慣れた地域で自分らしい人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会と書かれていた。 ビジョンがあり、地域実態把握は、始めの自宅で過ごしたい人の割合ぐらいで地域実態に合わせたサービス提供体制の構築方針というより実績を基に計画を立てられているようにしか思えません。確保方策も書かれているようには思えませんでした。 厚木市においては、このサービスが、これだけ必要だ。だからこうやって確保や作っていくというのが見えません。計画ですからそこが大事なのではないかと思います。具体的な検討からなる計画になることを望みます。 また、人材確保について、研修費用や奨学金返済の補助等や就職相談会で満足した意見を言うのではなく真剣に取り組む姿勢を行政内だけでなく一緒に考えてほしいと思います。	介護保険事業計画については、市全体を捉え、在宅を基本とし、実態調査結果や給付実績などを踏まえ、介護サービス利用者数の推移を総合的に勘案して、必要なサービスを提供し、安定した介護保険事業の運営を行えるようサービス量を推計しています。 また、人材確保対策事業については、介護サービス事業所の意見等も踏まえ、より良い事業となるよう検討していきます。	3
14	地域におけるボランティアの人材の確保について、厚木市の広報を活用することをお願いしたい。	地域ボランティアの人材確保については、ボランティアの育成等をしている厚木市社会福祉協議会の広報紙を活用していきます。	3

No.	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
15	本計画に密接に関連する財政の状況を加えることが必要と考えます。	少子高齢化により税収が減少していくことが懸念される中で、民生費の占める割合は高くなっていくことが想定されますが、企業誘致等を行うことにより税収の確保に努めております。 行政サービスの持続可能性を高めるためにも関係機関と連携を図り、過不足なく良好かつ適正なサービス提供に努めます。	3
16	第7期計画から、2点の基本理念が統合され、その理念に沿って簡潔明瞭に記述された目標、10項目にまとめられた施策の方向と目指す姿が大変理解し易い体系となっています。	計画の推進に向けて、事業を実施していきます。	5

5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 福祉部介護福祉課
(2) 連絡先 046-225-2220（直通）

6 結果公開日

令和3年 月 日 公開